

議案第 2 1 号

久喜市都市公園条例の一部を改正する条例

久喜市都市公園条例(平成22年久喜市条例第209号)の一部を次のように改正する。

別表第1上大崎運動公園の部を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日 提 出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉県から使用貸借している上大崎運動公園の土地を返還し、同公園を廃止するため、この案を提出するものであります。